川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年 2 月14日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第30号)の一部を次のように改 正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制定要旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、指定障害者支援施設を指定福祉型障害児入所施設とみなす特例措置を延長するため、この条例を制定するものである。